

第2号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
(垂水4生産緑地地区ほか11地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

1. 都市計画生産緑地地区中、垂水4生産緑地地区、伊川谷62生産緑地地区、伊川谷78生産緑地地区、玉津4生産緑地地区、玉津14生産緑地地区の計5地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、有野63生産緑地地区ほか6地区を次のように変更する。

名 称	面 積
有 野 63 生産緑地地区	約 0.28 ha
有 野 65 生産緑地地区	約 0.28 ha
有 野 83 生産緑地地区	約 0.19 ha
伊川谷 81 生産緑地地区	約 0.07 ha
伊川谷 122 生産緑地地区	約 0.20 ha
玉 津 46 生産緑地地区	約 0.37 ha
玉 津 47 生産緑地地区	約 0.08 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の死亡若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更を行うものである。また、開発行為による公共施設の敷地の用に供された生産緑地地区について変更を行うものである。

(参考)変更の概要

1. 変更内容

名 称	変更前	変更後	増減	備 考
垂 水 4 生産緑地地区	約 0.06 ha	—	△約 0.06 ha	廃止
有 野 63 生産緑地地区	約 0.35 ha	約 0.28 ha	△約 0.07 ha	変更
有 野 65 生産緑地地区	約 0.31 ha	約 0.28 ha	△約 0.03 ha	変更
有 野 83 生産緑地地区	約 0.25 ha	約 0.19 ha	△約 0.06 ha	変更
伊川谷 62 生産緑地地区	約 0.05 ha	—	△約 0.05 ha	廃止
伊川谷 78 生産緑地地区	約 0.16 ha	—	△約 0.16 ha	廃止
伊川谷 81 生産緑地地区	約 0.17 ha	約 0.07 ha	△約 0.10 ha	変更
伊川谷 122 生産緑地地区	約 0.25 ha	約 0.20 ha	△約 0.05 ha	変更
玉 津 4 生産緑地地区	約 0.09 ha	—	△約 0.09 ha	廃止
玉 津 14 生産緑地地区	約 0.18 ha	—	△約 0.18 ha	廃止
玉 津 46 生産緑地地区	約 0.35 ha	約 0.37 ha	約 0.02 ha	玉津 47 生産緑地地区の一部を含める変更
玉 津 47 生産緑地地区	約 0.21 ha	約 0.08 ha	△約 0.14 ha	変更
廃止：5 地区，△約 0.55ha 変更：7 地区，△約 0.42ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	540 地区	535 地区	△5 地区
面積	約 115.72 ha	約 114.75 ha	△約 0.97 ha